



●妊娠がわかったら	P 1
母子健康手帳／妊娠婦健康診査等費用の助成		
妊娠等包括相談支援／妊娠のための支援給付金		
初回産科受診料支援事業／妊娠中の健康と相談		
●妊娠中の生活・健診について	P 3
町立中標津病院 産科／外来案内／助産師のサポート		
●各種助成制度	P 4
●赤ちゃんが生まれたら	P 5
戸籍の届出（出生届）／乳幼児等医療助成制度／児童手当／国民健康保険		
産後ケア事業／新生児訪問／乳幼児健診・相談／健康相談／こにちは赤ちゃん訪問		
●予防接種	P 7
●ひとり親家庭の支援	P 8
児童扶養手当／ひとり親家庭等医療費助成制度		
●その他の制度	P 9
●お子さんの発達が心配なとき	P 10
こども相談／乳幼児健診・相談／巡回相談／地域療育支援		
●児童デイサービスセンター	P 10
●児童発達支援事業／放課後等児童デイサービス事業／障がい児日中一時支援事業	P 11
●手帳・手当・制度	P 12
●施設・公園	P 13
●病院・歯科医院	P 14
●感染症	P 15
●急な病気・事故	P 16
●保育料無償化のしくみ	P 17
●認可保育園・幼稚園・認定こども園の入所	P 17
●認可外保育園・幼稚園一時預かり保育等（保育認定）の払い戻し	P 19
●認可保育園	P 20
●地域型保育事業／幼稚園型認定こども園	P 21
●幼稚園／認可外保育園・託児所	P 22
●病児保育事業／ファミリー・サポート・センター事業／一時預かり事業	P 23
●児童センター・児童館	P 24
放課後児童クラブ／子育て支援のひろば・サークル		
●小学校のこと	P 25
入学前後の手続き／特別支援学級		
●子育て相談窓口／どさんこ・子育て特典制度	P 26

利用上の注意

- ①この子育てガイドブックは、令和7年4月1日現在で作成しました。
発行後に制度や施設の内容、利用料金などが変更になる場合もありますので、ご注意ください。
- ②情報をわかりやすく提供するために、基本的事項を中心にまとめていますので、例外的な事項や細かな説明は省略しています。
- ③さらに、詳しい情報を得るために、問い合わせ先を表示しました。担当窓口に直接照会するなどして、本書をご活用ください。

■ 「母子健康手帳」の交付 (※事前予約が必要)

妊娠がわかり、出産予定日が確定したら、保健センターへ妊娠の届出をしましょう。

母子健康手帳は妊婦健診やお子さんの健診・相談、予防接種の記録にもなっているため、大切に保管しましょう。

■ 妊産婦健康診査等費用の助成 【対象：中標津町に住民票がある方】

安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠産婦の健康管理のための妊娠産婦健康診査受診票等を交付し、妊娠産婦健康診査費の一部または全部を公費で補助しています。

・妊娠届出時に交付 妊婦一般健康診査受診票（14枚）、超音波検査受診票（6枚）

・妊娠中期面談時に交付 産婦健康診査受診票（2枚）、新生児聴覚検査受診票（1枚）
1ヵ月児健康診査受診票・問診票・健康診察票（3枚）

・転出される妊娠産婦さんへ 転出日から中標津町の受診票は使用できません。
転出先の市町村で受診票の交付の手続きをしてください。

・転入された妊娠産婦さんへ 中標津町の受診票を発行します。
中標津町保健センターへお越しください。



妊娠のための支援給付金

■ 妊婦等包括相談支援

○妊娠期：妊娠届出時と妊娠7か月～8か月の2回 ○子育て期：新生児訪問（産後1か月頃）に1回

※上記の決められた3回以外でも、随時相談を行います。お気軽にご相談ください。

■ 妊婦のための支援給付金について

対象 妊娠している方 ※流産・死産等の場合も支給対象

1回目【妊娠給付認定後】 5万円 2回目【妊娠している子どもの人数届出後】 5万円

申請 1回目（母子手帳交付時）、2回目（新生児訪問等出産後）の申請は保健師面談にて、対象者へ申請書を交付します。

1回目の申請後に流産・死産等の方は、2回目の給付金の対象となりますので、申請してください。

※妊娠未届出（母子手帳交付前）に流産等した場合、医師が胎児心拍を確認している場合は、対象となります。

【提出書類】①妊娠のための支援給付金申請書

②本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード）

③振込先口座名義・番号が確認できる通帳またはキャッシュカードの写し ※妊娠名義の口座のみ

対象

- ・住民税が非課税世帯または同等の所得水準であると認められた方
- ・助成金の申請をする日と受診日に、中標津に住民票がある方
- ・令和5年4月1日以降に、妊娠判定のための初回産科医療機関を受診した方

〈下記への同意が必要です。〉

1. 世帯の課税状況を確認することへの同意

2. 妊婦健診の受診医療機関や関係機関と市町村が必要に応じて支援に必要な情報を共有することへの同意

●妊娠1人あたり10,000円を上限とし、1回あたりの申請となります。

申請

初回の産科受診をした日から、6か月以内に申請書類を保健センターに提出してください。

- ・中標津町初回産科受診料支援事業兼請求書 ※申請書は保健センターにあります。
- ・妊娠判定に要した受診費用の領収書と明細書の写し
- ・印鑑（シャチハタ不可）

妊娠中の健康と相談

妊娠健康相談 妊婦訪問

妊娠中に気をつけたい日常生活や栄養、心の健康などの相談を受けています。

悩みや不安がある時は、電話や来所、必要な時は家庭訪問での相談も受けています。

パパママ教室

初めて妊娠・出産を迎えるパパとママへすこやかな妊娠と出産をむかえるための学習、情報提供を行う教室です。

妊娠、出産、育児を夫婦で考えるきっかけになっています。【受講料無料・全課予約制（3回）】

1課 妊娠中の生活・身体について、妊娠中のストレッチ

2課 栄養の話とおやつの実習・歯の健康について

3課 産後と赤ちゃんについて、お風呂体験

妊娠中期面談

妊娠7～8か月の時期に全妊娠さんを対象に、出産・子育てに向けて不安や心配を少しでも減らせるように、保健師による面談を行っています。

妊娠精密健康診査費助成

妊娠健康診査の結果、精密検査が必要と判断された場合、妊娠期間中につき1回のみ精密健診の費用の助成が受けられます。該当となった方は、受診前に保健センターへ。

町立中標津病院 産科

妊娠さんとその家族が、新しい命と向き合い、子どもを愛し産み育てるためのお手伝いをします。

安全で、あたたかいお産を支援し、良い子育てができる地域づくりに貢献します。自然出産と母乳育児を推進します。

【スタッフ】医師3名（嘱託医含む）、外来・病棟看護師、病棟助産師、ソーシャルワーカー

【分娩件数】年間150件（帝王切開は年間10～20件、約8割の方が自然分娩をされています。）

【ホームページ】<https://nakashibetsu-hospital.com>

外来案内

・妊娠健診

予約制となっています。初診の予約は産婦人科外来にお電話ください。

診察後に助産師との相談の場を設けています。ご家族と一緒に診察希望の方は、受付時にお伝えください。

予約変更は、平日午後3時～午後4時の間に産婦人科外来にご連絡ください。

・里帰り出産

隨時受け入れています。妊娠34週までに紹介状を持参して受診してください。

助産師のサポート



各種助成制度

不妊治療助成事業

保険適用となった不妊治療（体外受精・顕微授精）、男性不妊治療を受けた方へ、交通費と宿泊費を一部助成します。

不妊治療費（先進医療）等助成事業

保険適用となった不妊治療と併用して実施した先進医療が対象です。

新生児聴覚検査費助成事業

新生児の聴こえに関する異常の早期発見と早期療育につなげ、ことばの発達への影響を最小限に抑えることができるよう、検査の費用を助成する制度です。

保健センター ☎72-2733

育児休業給付金

雇用保険被保険者の方が1歳（一定の要件に該当した場合、最大2歳）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合、一定の要件を満たすと育児休業給付金を受け取ることができます。

根室公共職業安定所 中標津分室

☎72-2544

出産育児一時金

出産に伴い、母親が加入している健康保険から、出生児1名につき50万円（又は48万8千円）が支給される制度です。

社会保険や共済保険に加入の方は、勤務先を通して手続きをしてください。

国民健康保険に加入の方は、役場国保・高齢者医療係②窓口にて手続きしてください。

※町立中標津病院の場合、医療相談室が手続き窓口となります。

国民健康保険税の産前産後期間免除制度

中標津町国民健康保険加入者が出産された場合、対象となる方の産前産後期間の国民健康保険税が免除されます。

役場 住民保険課国保・高齢者医療係
☎74-0844

北海道不育症治療費助成事業

2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既住がある方のうち、道内（札幌市、旭川市、函館市を除く）に住所を有する方、産科又は婦人科を標榜する日本国内の医療機関において、検査又は治療を受けている方。

療育の給付（結核にかかったとき）

18歳未満の児童を対象に、医療の給付制度を受けられます。詳しくは、中標津保健所又は、医療機関のソーシャルワーカー等にお尋ねください。

中標津保健所 ☎72-2168

国民年金保険料の産前産後期間免除制度

国民年金第1号被保険者^(注)の方の産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

^(注)厚生年金に加入中の方（第2号被保険者）や厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方（第3号被保険者）以外の方をいいます。

役場 住民保険課 保険年金係
☎74-0845

未熟児養育医療

体の発育が未熟のまままで生まれてきた赤ちゃんで、医師が入院・治療が必要と認めた場合、公費で医療費を助成する制度です。（所得制限あり）

産科医療補償制度

お産をしたときに何らかの理由で重度脳性まひの障がいをおった赤ちゃんとその家族のことを考えた仕組みで、看護や介護のための保証金が支払われます。

補償の対象児については出生体重や在胎週数等、基準があります。

分娩を取り扱う病院・診療所のソーシャルワーカー等にお尋ねください。

赤ちゃんが生まれたら ~役場でする手続き~

戸籍の届出（出生届）

戸籍住民係①窓口
☎74-0846

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に、戸籍の窓口に出生届を提出してください。

- 届出人 父または母
- 必要な書類 出生証明書 母子健康手帳
- その他 届出地は、所在地・本籍地・出生地です。
- 注意事項 名前に使う文字には一定の制限があります。
詳しくは窓口にお尋ねください。

届出人は、原則として「父」又は「母」となります。
赤ちゃんが外国人でも、日本国内で生まれた場合届出が必要です。

国民健康保険

保険年金係②窓口
☎74-0845

国民健康保険に加入の方

※町内に住所のある方（外国人の方は居住期間が3ヶ月以上）で、職場の健康保険に加入している方と、生活保護を受けている方以外の全ての方が加入します。

（国保以外の方は、会社を通して手続きしてください。）

親が国保に加入している場合は、届出が必要です。

●世帯主のマイナンバーカード又は通知カード・窓口に来られた方の身分証明書をご用意ください。

乳幼児等医療費助成制度

子育て給付係④窓口 ☎74-0894

子どもが通院・歯科・調剤にかかった場合は6歳に達する年度末まで、入院した場合は12歳に達する年度末まで、医療費の助成をしています。（小学生の入院の場合は、別途手続き必須） ※所得制限あり

助成を受けるためには、受給者証が必要です。印鑑・お子さんの健康保険証をご用意のうえ、申請手続きをしてください。

受給者証の左上にある 『乳初』 と 『乳課』 によって自己負担額が違います。



乳初	3歳未満の子ども 3歳以上の非課税世帯の子ども	入院・入院外とも初診時一部負担金のみ自己負担 医科580円 歯科510円
乳課	3歳以上の課税世帯の子ども	医療費の1割が自己負担 限度額 入院外 18,000円/月（年間上限14万4千円まで） 入院 57,600円/月（多数回該当の場合44,400円）

●道内で受診した場合

【提示】 健康保険証・受給者証

【自己負担】 区分による自己負担金と保険適用外分

●道外で受診した場合

【提示】 健康保険証

【自己負担】 一度、医療機関に支払いが必要。

領収書を受け取り、受診日の翌月以降に払い戻しの手続き。

●自己負担限度額を超えた場合、健康保険証・受給者証・印鑑・領収書・明細書が払い戻しに必要。

児童手当

子育て給付係④窓口

0歳から高校修了年代（18歳到達後、最初の3月31日）までの児童を養育している方に支給されます。

【支給月額】	0歳～3歳未満（第1子・第2子）	15,000円
	3歳～高校生年代（第1子・第2子）	10,000円
	0歳～高校生年代（第3子以降）	30,000円

※児童の出生順位は、22歳年度末の子（親等の経済的負担がある場合に限る）までを対象に数えます。

※支払日は原則として偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の各7日に前2か月分を指定の口座に振り込みます。（休日等はその前日）

●子育て支援課にて申請手続きが必要です。

※受給資格が発生してから15日以内に手続きが必要です。

手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

●必要なもの 印鑑・受給者（父親等）の金融機関口座番号・健康保険証・個人番号カードまたは個人番号通知カード

※通知カードの場合は、本人確認ができるものをご用意ください。

※加入健康保険の被保険者が公務員の場合は、事業所からの支給となります。所属する事業所で手続きしてください。

※認定請求書の内容に変更があったときは、変更の届出が必要です。

※受給者（父親等）が町外へ転出したときは、転出先での申請が必要です。

助産師へ授乳や育児に関する悩みを相談したり、疲れた身体を休めることができる事業を行っています。

対象**産後1年未満のお母さんと赤ちゃん**

妊娠期間中から事前に申請（仮登録）できます。

内容**育児相談・母乳育児相談・リラクゼーション等**

- ・町立中標津病院 宿泊型、日帰り型、日帰り型（母乳育児相談）
- ・ママケアハウス イコロ助産院 宿泊型、日帰り型、日帰り型（母乳育児相談）
- ・母乳育児相談室るここ小川助産所 （母乳育児相談のみ）日帰り・訪問型
- ・まきばの助産院 訪問型

申請

- ①利用施設へ直接予約
- ②保健センターへ連絡（予約した施設・日時）
- ③町から利用者決定通知書・利用券を受け取る
- ④利用決定通知書と利用券を持参し、産後ケアを利用

利用**【上限】**

宿泊型6日以内、日帰り型3回、日帰り型（母乳育児相談）・訪問型3回



保健センターが行う事業

新生児訪問

赤ちゃんが生まれたら、保健師がご家庭に訪問して、赤ちゃんの体重を測ったり、育児相談やお母さんの健康相談を行っています。手続きは必要ありません。保健センターから電話でご連絡させていただきます。里帰り出産などで依頼があった場合にも随時対応しています。



乳幼児健診・相談

毎月、健康診査や育児相談を行っています。対象の月になりましたら、個別にご案内します。

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| ●離乳食教室 | 離乳食の進め方や調理方法等について |
| ●3~4か月児健診 | 小児科医による診察・計測・育児相談・栄養相談 |
| ●7~8か月児相談 | 計測・育児相談・栄養相談・歯科相談 |
| ●1歳児相談 | 聴力検査・計測・育児相談・栄養相談・歯科相談及びフッ化物塗布 |
| ●1歳3か月児歯科相談 | むし歯予防やフッ素について・歯磨き指導・フッ素化物塗布 |
| ●1歳6か月児健診 | 小児科医による診察・計測・育児相談・栄養相談・歯科医師による健診 |
| ●2歳児相談 | 計測・育児相談・栄養相談・歯科相談及びフッ化物塗布 |
| ●2歳6か月児歯科健診 | 歯科医師による健診 |
| ●3歳児健診 | 小児科医による診察や尿検査・計測・育児相談・栄養相談・歯科医師による健診 |
| ●歯科相談 | 歯科相談・フッ素物塗布 ※1歳6か月、2歳6か月、3歳児健診後等、希望の方 |

健康相談

お子さんやご家族の健康・食事・歯・予防接種の受け方等の相談を受けています。

保健センターへ電話・来所・メールでご相談ください。 メール：h-boshi@nakashibetsu.jp

児童センターみらいで行う訪問や相談

こんにちは赤ちゃん訪問

生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に対し、訪問員が家庭訪問をして赤ちゃんの様子を伺います。

赤ちゃんの計測、お母さんの体調や育児のお話を聞かせていただきます。

心配なことや不安なことがあれば、相談してください。新生児訪問後に、電話でご連絡させていただきます。

〇みらいでの、子育て個別相談も行っています。

予防接種

予防接種は町が指定する予防接種実施医療機関で行っています。接種するときは、必ず母子健康手帳を持参してください。予防接種の個別案内は行っておりません。また、近年では、お子さんの進学などで予防接種が必要とされる場合が多く、将来のためにも定期接種（無料）であるうちに接種しておくことを推奨します。

- ・接種の際は、体温を測ってください。37.5度以上の場合は受けられません。
- ・予防接種の予診票は、各医療機関に用意してあります。
- ・予防接種に関してご不明な点がございましたら、保健センターまでお問合せください。

※定期接種の費用は無料になりますが、対象月年齢を過ぎてから接種する場合は有料です。

■町立中標津病院

受診日 毎週 月・水・金曜日 ※毎月第2金曜日はBCG接種のみ

接種時間 午後3時～午後4時まで ※Webによる完全予約制です。

自動再来機で小児科を受付後、小児科外来窓口に行って下さい。初めて受診される方は、総合窓口で受付が必要です。

●定期接種 (無料)	予防の内容	回数	対象月年齢 (推奨)	補足
BCG	結核	1回	3か月以上～12か月未満	
ポリオ	ポリオ（急性灰白髄炎）による 小児麻痺	I期1回	I期3回目接種後、 1～1年半あけて接種	五種混合ワクチンを接種したお子さんは、 ポリオ・ヒブおよび四種混合の接種は不要です。 なお、ポリオ単独ワクチンを接種する際は、 町立中標津病院にお問い合わせください。
五種混合	百日咳・破傷風 ジフテリア・ポリオ・ヒブ	I期3回	生後2～90か月 初回免疫は 2～12か月まで	
四種混合	百日咳・破傷風 ジフテリア・ポリオ	I期3回		
二種混合	破傷風・ジフテリア	II期1回	11歳以上13歳未満	学校での集団接種。
小児用 肺炎球菌	肺炎球菌による感染症 (細菌性髄膜炎・菌欠症など)	初回3回 追加1回		生後7か月以降に初回接種を開始した場合、 接種回数が変わります。
ヒブ	ヒブによる感染症 (細菌性髄膜炎・菌欠症など)	初回3回 追加1回	2か月以上5歳未満	ご不明な点は、保健センターにお問い合わせ下さい。
日本脳炎	－	I期3回 II期1回	6か月以上7歳6か月未満 9歳以上13歳未満	I期初期（2回）：3歳～4歳未満 I期追加（1回）：4歳～5歳未満 II期：9歳以上10歳未満
みずぼうそう	－	2回	1歳以上～3歳未満	3ヶ月以上間隔をおく
B型肝炎	B型肝炎ウイルスによる感染症	3回	生後1歳まで	生後2か月～9か月推奨
ロタウイルス	ロタウイルスによる感染症	ロタリックス 2回 ロタテック 3回	生後6週～24週 生後6週～32週	1回目は生後14週6日までに受けてください。

●任意接種 (有料)	予防の内容	回数	対象月年齢 (推奨)	補足
おたふくかぜ	－	2回	1歳以上	日本小児学会では2回の接種を推奨しています。
インフルエンザ	－	2回 1回	6か月以上13歳未満 13歳以上	

児童扶養手当

離婚・未婚、もしくは父親・母親が死亡や行方不明、また重度の障がいなどの状況にあって、父親・母親または養育者が児童を養育している場合、18歳に達する年度の末日まで、児童扶養手当が支給されます。※父子家庭も対象です。ただし、遺族年金などの公的年金を受けている場合は、要件があります。

【支給月額】	第1子	46,690円（基本額）
	第2子以降	11,030円（追加加算）

※支給月は1月、3月、5月、7月、9月、11月の年6回で、前2か月分が支給されます。

※母親本人、又は同居している家族の所得条件に制限があり、一部支給停止・全部停止の場合があります。
(父子家庭も同様) ※養育している児童が中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで受給できます。

●子育て支援課にて申請手続きが必要です。事前に子育て支援課にご相談ください。

●必要なもの

母親（父親）子どもの戸籍謄本（離婚の場合は、離婚後の戸籍）・住民票・印鑑・金融機関口座番号・個人番号カードまたは個人番号通知カードなど ※通知カードの場合は、本人確認ができるものを用意ください。
※手続きにあたっては、ケースにより用意していただく書類が異なる場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

配偶者と死別又は離別等をした家庭であって、児童を扶養、監護している親及び児童が対象になります。

児童が18歳に達する年度の末日までが対象になります。（学生等の場合は、20歳に達した月の末日まで延長）
父子家庭も対象です。※所得制限あり ※親の歯科は、助成対象ではありません。

助成を受けるためには、受給者証が必要です。

●印鑑・健康保険証をご用意のうえ、申請手続きをしてください。

受給者証の左上にある『親初』と『親課』によって自己負担額が違います。

親初	3歳未満の子ども	入院・入院外ともに初診時一部負担金のみ自己負担
	3歳以上の非課税世帯の方	医科580円 歯科510円 柔整270円
親課	3歳以上の課税世帯の方	医療費の1割が自己負担 限度額 入院外 18,000円/月（年間上限14万4千円まで） 入院 57,600円/月（多数回該当の場合44,400円）

●道内で受診した場合 【提示】健康保険証・受給者証

【自己負担】区分による自己負担金と保険適用外分

●道外で受診した場合 【提示】健康保険証

【自己負担】一度、医療機関に支払いが必要。

領収書を受け取り、受診日の翌月以降に払い戻しの手続き。

●自己負担限度額を超えた場合、健康保険証・受給者証・印鑑・領収書・明細書が払い戻しに必要。

その他の制度

■無料法律相談

役場生活課交通町民相談係

☎74-0889

弁護士による無料法律相談があります。町民からの民事・家事・行政事件に関する案件に限ります。
実施月日等、人数にも限りがありますので、詳しくは担当にお問い合わせください。

- ・予約制で先着7名までの受付となります。（予約受付は、希望する月初めからできます。）
※個人のプライバシーに関する相談の内容が、他に漏れることはできません。

■釧路母子家庭等就業・自立支援センター

こども家庭サポートステーションあさひ内

〒085-0011 釧路市旭町16番5号

☎0154-22-2401

ひとり親家庭の社会的自立を支援するため、求人情報の提供や就労相談、福祉・生活全般にわたる相談を行っています。
技能習得講座や就労セミナー等の開催も行います。（釧路母子家庭等就業・自立支援センターは北海道と釧路市から委託を受けて事業を実施しています。）

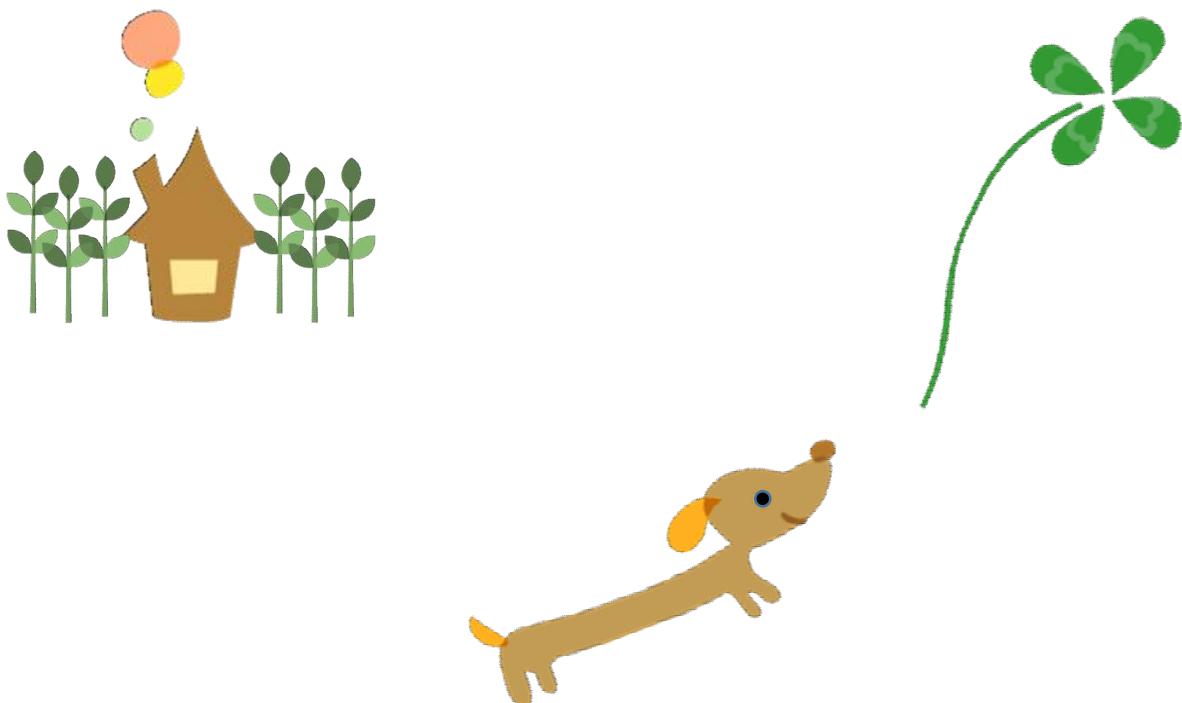
■母子父子寡婦福祉資金貸付制度

北海道根室振興局保健環境部社会福祉課 子ども子育て支援室子ども子育て支援係

〒087-8588 根室市常磐町3丁目28番地

☎0154-23-6914

経済的自立や子どもの福祉を図るため、必要な方に対して貸付をしています。目的により、事業開始資金、生活資金、修学資金など12種類の資金があり、利子も「無利子または、1.0%」と低利子となっています。



お子さんの発達が心配なとき

ことばの数が少ない、発音がはっきりしない、動きが多くて落ち着きがないなど、お子さんの発達が気になる場合は、ひとりで悩まずに保健センターにお問い合わせください。各種相談・健診を通して、親やお子さん一人ひとりにあった支援を考えています。

◇こども相談

児童デイサービスセンターの作業療法士・公認心理師・言語聴覚士が相談をお受けします。

◇地域療育支援

年2回、旭川子ども総合療育センターの小児科医による相談を行っています。

◇乳幼児健診・相談

乳幼児健診では、医師の診察により精密検査が必要なお子さんへ精密検査依頼書を発行し、医療機関の受診を勧めています。

また、乳幼児健診・相談での育児相談で専門医・専門療法士による診断・療育指導を受けられるよう支援します。不安なことがある場合は、まずその場で医師等に相談してみてください。

◇巡回児童相談 役場 子育て支援課子育て支援係へお問い合わせください。

釧路児童相談所が中標津町に巡回して、子どもの発達に関する相談や検査、療育手帳の判定をします。

児童デイサービスセンター

東3条北3丁目1番地 ☎72-4383

発達支援を必要とされる児童の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う施設となっています。令和元年10月1日から3歳から5歳までの利用者負担が無償化されました。

対象	ことばや行動、精神発達、運動発達等に不安を抱える子どもと保護者
内容	子どもの発達に心配のあるお父さん、お母さんを応援支援するために専門スタッフが、その子の状況により相談や訪問を行います。
利用時間	月曜日から金曜日 午前9時～午後5時

悩んでいること

- ・友達とうまく遊べない
- ・発達状態が気になる・多動で落ち着きがない
- ・言葉がおそいような気がする（発音・吃音）
- ・運動面が心配

●相談内容に合わせて対応いたします。

児童デイサービスセンター（子ども発達支援センター）に直接、ご相談ください。
保健センターや子育て支援センターとも連携しています。





☎74-0780

学校通学中の児童に対し、放課後や長期休業日等、所定の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を児童の個別計画に添って利用することができる事業です。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 土・日・祝日を除く、平日の下校後～午後5時

住所 中標津町東4条北1丁目2番地3 シェアスペース あにまーと内
事業所 なかしへつ地域生活支援センター（北海道社会福祉事業団）



カスタネット（障がい児日中一時支援事業）

☎74-0780

保護者に所用ができる、監護してくれる人がいない場合や監護している方の休息時間の確保のための支援策として、児童に日中の活動の場を提供し、家族の負担軽減を図ることを目的に実施しています。

対象 療育手帳の交付を受けている方、又は特別支援学級に在籍する就学児童
利用時間 土・日・祝日を除く、平日の午前10時～午後5時30分

住所 中標津町東4条北1丁目2番地3 シェアスペース あにまーと内
事業所 なかしへつ地域生活支援センター（北海道社会福祉事業団）



たいようとクローバー

☎74-8680

■放課後等デイサービス事業

就学児に対して授業の終了後または休業日に集団や個別での療育を行います。
 基本的な生活スキルの確立、コミュニケーション能力の向上、保護者又は本人の困り感の軽減など成長と自立に向けてサポートします。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 日・祝日を除く、平日の下校後～午後5時
 第2、第4土曜日 午前9時～午後3時
 学校休業日 午前9時～午後5時

■児童発達支援事業

未就学児に対して個別及び小集団での療育を行います。ご家庭から困り感や子どもの現在の状況から目標を立て、社会での活動をスムーズに取り組んでいけるように支援します。

対象 療育を必要とされる未就学児
利用時間 月曜日から金曜日 午前9時～午前12時

住所 中標津町西10条北10丁目2番地1
事業所 児童発達支援・放課後等デイサービス たいようとクローバー 合同会社 Leaves Grow



パインベル（放課後等デイサービス事業）

☎70-5161

就学児に対して授業の終了後または休業日に集団や個別での療育を行います。ゆったりとした気持ちで安心して過ごせる空間づくりを心掛け、ご家族からの希望や、本人の持つ課題に沿って、成長と自立に向けサポートします。

対象 学校教育法に規程する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している児童
利用時間 土・日を除く、平日の下校後～午後6時
 祝日 午前10時～午後4時
 学校休業日 午前9時～午後5時

住所 中標津町川西8丁目2番地 **事業所** 合同会社 キーファクリングル

手帳・手当・制度

お子さんの障がいがわかった場合、申請により様々な制度や手当を受けることができます。

●手帳の申請

身体障害者手帳

身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、交付される手帳（医師が判定し、知事が認定した場合）

- ・各種サービスを受けるために必要です。

療育手帳

知的な障がいがあると児童相談所、または心身障害者総合相談所において判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳。

- ・各種サービスを受けるために必要です。

●手当・医療給付の申請

特別児童扶養手当

心身に障がいを持つ20歳未満の児童を家庭で監護している父母、または養育者に支給されます。

所得条件等の制限があります。

支給月額 1級 56,800円
2級 37,830円

障害児福祉手当

20歳未満で重度の障がいがあり、在宅にて常時特別の介護を必要とする方に対して支給されます。

【障がいの程度などの条件があります】

支給月額 16,100円

育成医療給付

18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童や将来的に障がいを残す可能性がある児童が、治療により障がいの除去や軽減が見込まれる場合、指定医療機関で治療に必要な医療費が給付されます。.

- ①肢体不自由 ②視覚障害 ③聴覚・平行機能障害
- ④音声・言語・そしゃく機能障害
- ⑤心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓機能障害
- ⑥その他の内臓障害 ⑦免疫の機能障害

重度心身障害者医療費助成制度

心身に障がいを持つ児童の医療費を助成します。

所得条件等の制限があります。

【1・2級の身体障がい、3級の内部障がい、または重度の知的障がいの児童】

●総合相談サポート事業

あくせす根室【根室圏域障がい者総合相談支援センター】

中標津町東4条南4丁目 ☎73-3178 FAX73-3179

障がい者、又は家族の意志を尊重する視点に立って、生活全般に渡り必要なサービスを適切に利用できるよう支援します。

対象

根室管内在住の障がいのある方、家族、関係者の相談支援

手続き

直接来所、電話、FAX、家庭訪問での相談あり。
相談支援の費用は、無料です。

●その他の給付・減免等サービス

- ・補装具（購入・修理） ④日常生活用具
- ・難聴児補聴器購入等助成事業
- ・小児慢性特定疾患児日常生活用具
- ・訪問入浴サービス ④移送サービス
- ・NHK放送受信料の減免

●貸付制度

交通運賃の割引（JR/航空運賃）

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付者は運賃の割引を受けられます。
購入時、手帳の提示が必要。

生活福祉資金貸付制度

中標津町社会福祉協議会
(地域福祉課 相談支援係)

☎79-1231

ほかの貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と相談・支援により経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

施設・公園

図書館

東2条南3丁目1番地1
☎73-1121

時間：午前10時～午後7時

休館：毎月第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始、特別図書整理日

利用：無料。図書の貸出には図書カードの発行が必要です。

図書館には児童図書コーナー（おはなしコーナー）があり、児童図書、一般図書がたくさん用意されています。

移動巡回図書も地域小学校や幼稚園、児童館等に毎月1回巡回っています。

★おはなし会

乳児～幼児対象 毎週水曜日 午前10時30分～午前11時

幼児～小学生対象 毎週土曜日 午後2時～午後2時30分

★映画会、工作教室、人形劇などを開催しています。

温水プール

丸山1丁目9番地
☎72-7001

時間：【夏期間】午前10時～午後9時

【冬期間】月曜日～土曜日 午後2時～午後9時
日曜日・祝日 午前10時～午後5時

休館：毎月第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始、施設・清掃整備、点検休館

一般420円 高校生・65歳以上210円 中学生以下無料
(回数券・1ヶ月券・3ヶ月券)

※区分（午前・午後・夜間）ごとに使用料がかかります。

幼児用プールもありますので、ご家族でまず水遊びから始めてみましょう。未就学児童は大人の同伴遊泳者が必要です。大人1人につき2人まで同伴できます。

水泳帽子、水着は必ず着用（おむつ不可）



道立ゆめの森公園

北中2番地5 ☎72-0471

時間：夏期間 午前6時～午後7時

ビーチセンター 午前9時～午後5時
冬期間 午前8時～午後6時

休館：年末年始

利用：入園無料。団体利用を除き、事前申込は必要ありません。

一部有料・予約施設あり

全天候型の室内遊具施設のビジターセンターをはじめとして、それぞれの用途に応じて楽しめる施設がいっぱいあります。

総合体育館

丸山2丁目1番地18
☎72-2316

時間：午前9時～午後10時

休館：毎月第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始

一般220円 65歳以上150円 高校生110円
中学生以下無料 (回数券・1ヶ月券・3ヶ月券)

※区分（午前・午後・夜間）ごとに使用料がかかります。

メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、多目的室、会議室、ランニングウォーキングコース、更衣室シャワー、授乳室幼児コーナー等、誰もが気軽に健康・体力づくりに取り組める施設となっています。

※夜間は曜日によって種別に開放されており、お問い合わせください。

総合文化会館（しるべっと）

東2条南3丁目1番地
☎73-1131

時間：午前9時～午後10時

休館：毎月第1・第3月曜日（休日の場合はその翌日）、年末年始

親子観劇会、子どもステージ、新春書き初め会などの他、様々な催しが開催されています。

また、様々な文化サークルが自主的に活動しています。

丸山公園

☎72-0471
(株)中標津都市施設管理センター

開園：通年

利用：入園無料。バーベキュー施設・多目的広場は届出が必要

町の中にあり、丸い大きな山がシンボルです。

緑ヶ丘森林公园

中標津町森林公園管理事務所 ☎73-2191
(株)中標津都市施設管理センター

開園：5月1日～10月31日 (キャンプ場)

時間：午前9時～午後5時

利用：入園無料。

バンガロー等一部有料施設あり

バンガローをはじめキャンプ場施設を整備した町民憩いの場です。

情報や予約については、こちらからご確認ください。



●中標津市街地にある公園 ※一部の公園には、老朽化等で使用できない遊具もあります。

公園名	住所	施設の状況
旭児童公園	東7南3	児童センター前の公園。コンビネーションの一体的遊具
東中児童公園	東14北4	なかよし児童館に隣接。多目的広場・コンビネーションの一体的遊具
わんぱく児童公園	西町5丁目	自由広場、コンビネーションの一体的遊具
明生児童公園	東38北3	明生地区コミュニティセンターの前。コンビネーションの一体的遊具、木製ベンチ、駐車場、自転車置き場
中央児童公園	東3北3	町立中標津保育園に隣接する公園
清泉児童公園	西6北3	愛光幼稚園に隣接する公園
まこと児童公園	東29北7	自転車置き場・木製ベンチ、木製コンビネーションの一体的遊具
東児童公園	東17南4	あずまグリーン団地の中。コンビネーションの一体的遊具、水飲み場、多目的広場
双葉児童公園	西3南2	宮下団地に隣接。鋼製コンビネーションの一体的遊具
西町児童公園	西町2丁目	西町の住宅街にある小さな公園
石塚児童公園	西2南4	中標津神社のそば
泉児童公園	西11北9	泉保育園に隣接
りんどう遊園地	東18北8	東中公営住宅の中
皆川児童公園	西7北6	東泉町内会館に隣接
南町児童公園	西8南9	町立中標津病院、プラットの近く。鋼製コンビネーション遊具、築山
白樺児童公園	東14南10	バイパスから川を越えてすぐ
宮下児童公園	西3南5	宮下高台団地の中
桜ヶ丘児童公園	東3南10	セブンイレブンの裏 自転車置き場、木製コンビネーション遊具
睦25条児童公園	東25南6	ホテルモアンのうらで
睦児童公園	東27南1	ヤマレンの裏 木製遊具、木製ベンチ、自転車置き場、鋼製コンビネーション遊具
末広公園	西2北3	町営球場に隣接する大きな公園、一体的遊具、噴水、駐車場 通称「近隣公園」 小さい子用のベルトつきブランコもあります。自転車の練習にも最適です！
桜児童公園	西8北9	ブランコ、鉄棒、滑り台
旭ヶ丘ふれあい公園	東16南7	通称「墓地公園」 ひろば、鋼製コンビネーション遊具、ブランコ、シーソー、ゲートボール場、駐車場
タワラマップ川親水広場	東2南2	なかまっぷ近く 駐車場 浅瀬の川をわたれます。魚釣りを楽しむヒトも。
しるべっと広場	東2南3	しるべっとの前の広場 多目的スペースとしてイベント等の開催
東7条緑地公園	東7南1	噴水、街中の公園
町民憩いの広場	丸山2丁目	花壇、役場前の広場



●計根別・その他の公園

公園名	住所	施設の状況
計根別正美公園	計根別	学習舎やあずまや等、自然探索にも適した公園。バーベキューhaus、駐車場
計根別農村公園	計根別	ひろば、ゲートボール場、駐車場
みどり遊園地	計根別	計根別公営住宅の中 鉄棒、大型2人用ブランコ
翔の広場	開陽	開陽市街地の交差点 駐車場

病院・歯科医院

町立中標津病院 小児科

西10条南9丁目 ☎72-8200

診療時間 月曜日から金曜日
8時45分～17時15分
受付時間 午前の診療 7時45分～11時
午後の診療 12時～14時30分
再診は、午前7時45分から自動再来受付機により受付

※詳細は、病院のホームページや毎月の診療体制表にてご確認、お問合せください。
※救急外来については24時間体制で対応しています。
土日・祝日の午前10時～午前11時は
休日小児科外来として医師が診療を行っています。

- 石田病院 りんどう町 ☎72-9112
- 中標津脳神経外科 西11条南8丁目 ☎73-1500
- 中標津眼科クリニック 東9条北1丁目 ☎72-1146
- なかよし内科クリニック（高校生以上から診療） 西5条北2丁目 ☎72-2516
- カミング歯科医院 西1条北3丁目 ☎73-4418
- 中央歯科 南町3丁目 ☎72-1110
- 笹谷歯科医院 西5条北10丁目 ☎73-5222
- 中島歯科クリニック 東9条北1丁目 ☎72-8811
- 村山歯科診療所 東2条南7丁目 ☎74-8007
- ウイズ矯正歯科 大通北3丁目 ☎78-8002

感染症

◆第1種 『発生はまれだが、重大な感染症』

感染症予防法により、発症すると入院・治療し、完治するまで退院できないので、その間は登校できません。

※エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、新型インフルエンザ等感染症、新感染症等

◆第2種 『放置すれば流行が拡大してしまう可能性がある飛沫感染する感染症』

学校等に届け出て、定められた出席停止期間に従い、医師の登校許可が出るまで家庭で安静にします。【感染症は一覧表参照】

◆第3種 『飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行が拡大する可能性がある感染症』

出席停止の個別の基準はありませんが、「病状により医師において感染のおそれがない」と認めるまでとなっています。【感染症は一覧表参照】

（第2種）

主な感染症一覧表

病名	おもな症状	感染経路	潜伏期	感染期間	出席停止期間	備考
インフルエンザ	高熱（39～40℃） 関節や筋肉の痛み 全身倦怠感 咳、鼻水、のどの痛み	飛沫 接触	1～4日	発熱1日前から3日 目をピークに7日目 頃まで	発症した後5日を経過し、 かつ熱が下がって2日（幼 児は3日）を経過するまで	肺炎や脳炎などの合併症に注意。 発熱や意識の様子に気をつける。
百日咳	コンコンという短く激しい咳 が続く	飛沫 接触	主に 7～10日	咳が出現してから 4週目頃まで	特有の咳が出なくなるまで	3歳以下の乳幼児は肺炎を合併 することがある。
麻疹（はしか）	発熱、鼻汁、目やに、発疹、 くしゃみ	空気 飛沫 接触	主に 8～12日	発熱出現前日から、 解熱後3日を経過す るまで	熱が下がって3日を経過す るまで	
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱 耳の前下部の腫れと痛み (押すと痛む)	飛沫 接触	主に 16～18日	耳下腺の腫れる1～ 2日前から腫脹5日 後まで	耳下腺の腫れが発現した後 5日を経過し、かつ全身状 態が良好になるまで	思春期以後の感染では、睾丸炎、 卵巣炎の合併に注意。
風疹 (三日ばしか)	38℃前後の発熱、発疹、 リンパの腫れ	飛沫 接触	主に 16～18日	発疹出現前7日前～ 出現後7日目頃まで	発疹が消えるまで	妊娠初期の感染により、胎児が 脳、耳、眼、心臓の異常や精神 発達を発症することがある。
水痘 (水ぼうそう)	発疹 → 水泡 → かさぶた 軽い発熱	空気 飛沫 接触	主に 14～16日	発疹出現1、2日前 ～すべての発疹がか さぶたになるまで	すべての発疹がかさぶたに なるまで	
咽頭結膜熱 (ブル熱)	38～40℃の発熱 のどの痛み 目やに・結膜の充血	飛沫 接触	2～14日	発病してから 2～4週間	主な症状がなくなった後2 日を経過するまで	医師の許可があるまで、プール には入らない。
結核	（初期の症状として）発熱、咳、 疲労感、食欲不振など	主として 空気 (飛沫核感染)	2年以内 (特に6ヶ月 以内)	一様ではない	症状により医師が感染のお それがないと認めるまで	感染が強く疑われれば、発病予 防のために、化学療法剤の服薬を行 う。
新型 コロナウイルス	発熱、咳、全身倦怠感、頭痛、 味覚異常、嗅覚異常等 無症状の場合あり	飛沫 接触	2～7日	発症前から 発症後5日前	発症後5日を経過し、かつ 症状が軽快した後1日を経 過するまで	咳エチケット、手洗い等により 手指を清潔に保つ。換気を行う。 発熱等の症状がある場合には、 自宅で休養する。

（第3種）

腸管出血性 大腸菌感染症 (O-157)	激しい腹痛、水様性の下痢 血便	接触 経口	10時間～ 6日		症状に応じて医師が判断する。	溶血性尿毒症症候群などの合 併症に注意。
流行性角結膜炎	目の異物感、充血、まぶたの 腫れ、目やに、瞳孔に点状の 濁り	接触	2～14日			
急性出血性 結膜炎 (アポロ病)	目の激しい痛み、結膜が赤く なる 異物感、涙が出る	接触	EV70: 平均24時間 CA24v: 2～3日	1～2週間		
伝染性瞼痂疹 (とびひ)	顔や手に米粒～豆大の水泡 一膜が出る かゆみ	接触	2～10日	水泡から膿の出る間	出席停止の必要なし	
手足口病	軽い発熱（2～3日）小さな 水泡が口の中、手足にできる	飛沫 経口 接触	3～6日	のどから1～2週間 便から 数週間～数ヶ月	全身状態が安定している場合 は登校(園)可能。	
伝染症紅斑 (リンゴ病)	両頬に少し盛り上がった蕁麻 疹様の発疹・発熱	飛沫	4～14日	かぜ様症状が出現し た時	発疹のみで全身状態の良い者 は登校(園)可能。	妊娠は感染しないよう、流行 期には注意が必要。

※上記は基準であり、個人の症状や、地域や園によって異なる場合もあります。治療後の登園・登校については医師とご相談ください。

急な病気や事故など、いざというとき

救急指定病院【町立中標津病院】

町立中標津病院は、救急指定病院となっています。
救急外来は24時間体制で受け付けております。
まず、お電話でお問い合わせください。

※救急外来は緊急に治療が必要な重症の方を診るためにものです。



救急車の呼び方 119番

- ①119番をおす。
- ②場所を告げる。(住所、アパート、目印なども)
- ③病気・事故の内容の説明
どのような状態か、子どもの年齢、性別、容体等を落ち着いて伝え、必要により応急処置の指示を受ける。
- ④救急車の誘導
- ⑤救急車が到着したら
応急処置の内容を報告し、持病があればかかりつけの病院・医師名を告げる。服用している薬があれば報告する。

北海道小児科救急電話相談

看護師等が電話相談に応じ、直ちに救急病院にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいかアドバイスをします。より専門的な知識を有する相談は、小児科医が応じます。

- 受付時間 毎日午後7時～翌朝8時
- 受付電話番号 011-232-1599 短縮ダイヤル#8000
(IP・ひかり電話からはつながりません。)

中毒110番・電話サービス

(公財)日本中毒情報センターでは、化学物質(たばこ・家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによっておこる急性中毒について、応急手当など情報提供をしています。

- 一般専用電話【365日 24時間対応】
大阪 072-727-2499 / つくば 029-852-9999
- たばこ誤飲事故専用電話
072-726-9922
【365日 24時間対応 自動音声応答による情報提供】

防げる事故から子どもを守るために

昨日できなかったことが今日できるようになるのが子どもです。成長を感じて嬉しい反面、好奇心が芽生えて活動力は増えるということは、事故にもつながりやすく、そこには危険性もひそんでいます。不慮の事故から子どもを守るために、具体的な対策を「今」はじめましょう。

●子どもの発達年齢別事故とその対策

年齢 事故	0~4か月 寝返り前	5~8か月 寝返り・おすわり	9~12か月 はいはい・つかまり立ち	1~2歳 ひとり歩き 走る	3~5歳 ジャンプ 階段上り下り
誤飲	・柔らかい寝具 ・吐いたもの等	・タバコや灰皿、医薬品、化粧品、ボタン、電池、硬貨等 ・おもちゃの対象年齢を確認			
窒息	・丸くてつるんとしたもので、口に入りそうな物 ・ビニール袋やラップ、紐、コード・洗剤 ・のどに詰まりそうなもの(餅・豆類・あめ・パン等)				
やけど	・ミルクの温度 ・ストーブやヒーター	・ポット、炊飯器、湯気の吹き上げ ・調理中はキッチンに近づけない。(包丁、ヤカン、鍋) ・ライターやマッチ、アイロン			
おぼれ	・疲労感、飲酒時は一緒に入浴しない。 ・浴槽の床に滑り止めマット	・浴槽や洗面器のお湯・浴室には鍵をかける。 ・子どものみで入浴させない。 ・子どもをひとりで水遊びさせない。			
転落 転倒	・靴下やスリッパ(抱いている時) ・上の子が抱く時は、大人が支える。 ・ハイチェアやベビーカーでは安全ベルト ・ベビーベッドの柵を上げる。	・カーペットのめくれや段差 ・窓、ベランダ、階段など柵をつける。 ・ドアや窓には鍵をかける。 ・すぐ下に踏み台になるものは置かない。			
けが	・チャイルドシートは年齢にあったものを利用し、必ず安全ベルトを使用する。 ・床にある危険なもの ・家具の角 ・手の届くところのテーブルクロス ・車はチャイルドシートを必ず使用し、ドアをロックする。子どもを車内にひとりで残さない。	・刃物等 ・フードやひも付きの洋服に注意 ・引き出しやドア			

保育料無償化のしくみ

◆幼稚園、認可保育園、認定こども園を利用する3歳から5歳までの利用者負担額（保育料）が無償化され0円になります。

対象　満3歳になった後の4月1日から小学校入学前まで（教育1号認定の場合のみ、3歳の誕生日の前日から）
0歳から2歳までの町民税非課税世帯

※4月分から8月分までの保育料については前年度分、9月分から3月分までの保育料は当年度分の町民税課税状況により判定します。

対象外　2号認定：副食費（おかず・おやつ代）
実費として徴収されている費用（通園送迎費・日用品・食材料費・行事費など）

免除　町民税所得割額が、57,700円未満（軽減世帯77,101円未満）の世帯の副食費
保育料が無償化されている第3子以降の副食費
※認可外保育施設等の副食費の免除措置はありません。

◆施設に入所を申込む場合は、教育・保育認定を受ける必要があります。

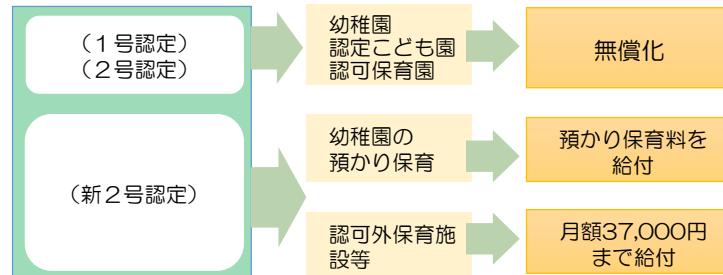
◆保育の必要性の認定を受けた場合、認可外保育施設等に支払った利用料（保育料）について給付を受けることができます。

教育・保育の認定

認定区分	認定の基準
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上 学校教育のみを希望し、保育の必要性がない
2号認定 (保育認定)	満3歳以上 保育の必要性があり、保育を希望する
3号認定 (保育認定)	満3歳未満 保育の必要性があり、保育を希望する

*保育の必要性の認定を受けていない場合は、無償化の対象外です。

●3歳～5歳



・3歳未満の非課税世帯については、無償化の対象です。
(認可外保育施設等の場合、月額42,000円まで給付)

認可保育園・幼稚園・認定こども園の入所について

1. 入所の流れ（4月入所のケース）

● 新年度の教育標準時間認定（1号）を受ける場合の入所の流れ



● 新年度の保育認定（2・3号）を受ける場合の入所の流れ



※新年度申込の詳細は毎年10月・11月の町広報紙で案内します。

※育児休業等により翌年度途中からの入所を希望する場合も11月中旬に申し込みを受け付けています。

※翌年度中に町外の施設の利用を希望する場合は、11月中旬に役場子育て支援課にご相談ください。

※必要に応じて随時申し込みを受け付けていますので、申請は各施設又は役場子育て支援課までご相談ください。

2. 申し込み方法について

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
対象施設	計根別幼稚園 愛光幼稚園・カトリック幼稚園 ひかり幼稚園・第2ひかり幼稚園	町立中標津保育園・中標津泉保育園 愛光幼稚園・カトリック幼稚園 ひかり幼稚園・第2ひかり幼稚園	町立中標津保育園・中標津泉保育園 小規模保育施設くるり中標津 こども園かほの・町立計根別家庭的保育所
入所要件 (いずれかに該当することが必要)	特になし ※先着順の園もあります。	<input type="checkbox"/> 就労（月60時間以上） <input type="checkbox"/> 妊娠・出産（産前：8週間 産後：出産した日から数えて8週間が経過する日の翌日が属する月末まで） <input type="checkbox"/> 同居又は長期入院している親族などの介護・看護 <input type="checkbox"/> 保護者の疾病、障害 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である <input type="checkbox"/> その他、上記に類する状態として町長が認める場合	<input type="checkbox"/> 虐待やDVの恐れがある <input type="checkbox"/> 申し込みが定員を超えた場合は、優先度が高いお子さんから入所を決定します。 (先着順ではありません)
申込み先	幼稚園または認定こども園	役場子育て支援課保育給付係（④窓口）	
受付期間	前年度11月上旬	前年度11月上旬～11月下旬まで（土・日・祝日を除く）	
受付時間	各園の開所時間による	午前8時30分～午後5時15分	
提出書類	<input type="checkbox"/> 教育・保育認定申請書 <input type="checkbox"/> その他各園指定書類（園で配布）	【共通】 <input type="checkbox"/> 教育・保育認定申請書 <input type="checkbox"/> 個人番号確認書類及び本人確認書類（申請保護者1名分） <input type="checkbox"/> 就労証明書等（保護者全員分）、入所要件を証明する書類 ※1 (就労以外の要件に該当する方は役場へご相談ください。) 【保育所】 <input type="checkbox"/> 保育所入所申込書（役場で配布） <input type="checkbox"/> 【幼稚園型認定こども園・地域型保育事業所】その他各園指定書類（園で配布）	
その他	※1 入所希望期間中に雇用されていることが確認できる就労証明書が必要です。申し込み時に発行できない場合は、2月の面接時に確認させていただきます。現在就労していない方は、就労後の提出になります。 ※ 3歳到達による3号認定から2号認定への変更は、改めて申請書を提出する必要はありません。 ※ 住所・氏名・保護者・就労状況等に変更があった場合には、届出が必要になります。 ※ 第1希望の園にあわせてお申込みください。利用定員を超えて第2希望の園に入所となる時は、その園と認定区分によって不足する必要書類を提出していただきます。		

※上記の受付期間に関わらず申請を受け付けていますが、新年度に向けての入所決定は、受付期間内に申し込まれた方を優先します。

●保育施設（認可保育所・地域型保育事業所）3号認定の利用者負担【保育料】月額表

（令和7年4月～8月）
『令和7年度保育基準額』

入所児童の世帯の階層区分		利用者負担（保育料）			
階層区分	町民税所得割額	0歳児		1・2歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
第2階層	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
第3階層	48,600円未満	19,500円 【9,000円】	19,300円 【9,000円】	19,500円 【9,000円】	19,300円 【9,000円】
第4階層	57,700円未満	30,000円	29,600円	30,000円	29,600円
	77,101円未満 ※【軽減有】世帯のみ	【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】	【9,000円】
	97,000円未満	30,000円	29,600円	30,000円	29,600円
第5階層	169,000円未満	44,500円	43,900円	44,500円	43,900円
第6階層	301,000円未満	61,000円	60,100円	61,000円	60,100円
第7階層	397,000円未満	80,000円	78,800円	80,000円	78,800円
第8階層	397,000円以上	104,000円	102,400円	104,000円	102,400円

※【 】内は、配偶者のない者・障害者のいる世帯など（軽減世帯）の場合です。

※兄弟がいる場合は、園を同時に利用する子どもから順に1人目は10割、2人目は半額、3人目以降は0円です。

※太枠内に該当する場合は、2人目以降の子どもが無料です。



0～2歳児

「令和7年9月分」から保育料の負担軽減を行います！

■保育料の町独自施策について

子どもを産み育てやすい子育て環境や、仕事と子育ての両立ができる保育環境の充実を目指し、負担軽減を行います。

◎その① 認可保育所等の保育料の負担軽減を実施します。

○第1子の保育料を『半額』とします。

○第2子以降の保育料を保護者等の収入に関わらず『一律無料』とします。

○出生順位は、保護者と生計を一とする子（小学生以上を含む）を年齢の高い順に数えます。

◎その② 認可外保育所の保育料の払戻し（施設等利用給付）の対象を拡充します。

○対象世帯を課税世帯まで拡充します（現在は非課税世帯の限定）※（注）保育の認定を受ける必要があります。

○払戻しの上限額は、第1子21,000円/月、第2子以降42,000円/月です。

認可外保育園・幼稚園一時預かり保育等（保育認定）の払い戻し

1. 施設等利用給付を受ける事のできる施設と払い戻しされる保育料

入所・利用は直接事業所にお申し込みください。認定・払い戻しの詳細は「2. 給付手続きの流れ」をご確認ください。

●認可外保育園と一般型一時預かり・病児保育等を利用される方

事業名	実施園	年齢/認定区分/給付（払い戻し）限度額
認可外保育園	ユーロリーサウス保育園 ひなたぼっこ ぼっこ保育所	●3歳未満児【新3号】 町民税非課税世帯のみ 月額42,000円まで払い戻し（※給食費は対象外） 〔令和7年9月から「町民税課税世帯」対象になります。〕 ・第1子：月額21,000円まで ・第2子以降：月額42,000円まで払い戻し
一時預かり事業	こども園かぼの 計根別家庭的保育所	
ファミリー・サポート・センター事業	こども園かぼの	
病児保育事業	にこにこ (ユーロリーサウス保育園)	●3歳児以上【新2号】 月額37,000円まで払い戻し （※給食費は対象外）

※2号認定及び3号認定を受けている方の払い戻しは出来ません。

●認定こども園・幼稚園の入所児童で預かり保育を利用される方【新2号】

事業名	実施園	年齢	給付（払い戻し）限度額
幼稚園型一時預かり保育事業	・ひかり幼稚園・第2ひかり幼稚園 ・愛光幼稚園・カトリック幼稚園 ・計根別幼稚園	満3歳児	町民税非課税世帯のみ給付 450円×利用日数
		3歳児以上	450円×利用日数

※病児保育等他事業と併用しての払い戻しは出来ません。

2. 給付手続きの流れ

①保育の必要性の認定を受ける手続き

・ 提出する書類

利用する前（給付を受けたい利用料該当日の1ヶ月前）までに提出してください。

- (様式第17-2号) 施設等利用給付認定（変更）申請書
- 保育の必要性の要件を証明する書類（就労証明書など）※保護者全員分

・ 提出場所 役場子育て支援課（④窓口）

・ 保育の必要性の要件と証明する書類 ※保護者全員がいずれかに該当することが必要

保育の必要性の要件	証明する書類
就労している方 (月60時間以上)	【自営の場合】就労証明書、自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等） 【自営以外の場合】就労証明書（就労内定の場合はその証明を受けてください）
出産前後の方 (出産前8週間・後8週間に限る)	母子健康手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ）
保護者が病気の方	保育をすることが困難な状態であることがわかる診断書
保護者が障害をお持ちの方	【障害による手帳等の交付を受けている方】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し 【障害による手帳等の交付を受けていない方】…診断書
保護者が同居親族等の看護・介護している方	申立書及び同居又は長期入院している親族など看護・介護が必要であることがわかる書類（診断書、介護保険証の写し等）
保護者が学校に在学中の方	在学証明書（入学予定の場合は合格通知等）
その他	次の要件に該当する場合は、直接役場子育て支援課へご相談ください。 ・求職活動中の場合・虐待やDVの恐れがある場合 ・育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合

②施設へ保育料（利用料）を支払う

施設から請求された利用料を支払い、施設から領収証をもらってください。

③施設から『提供証明書・領収書』をもらう

施設から、施設の1ヶ月毎の利用状況が書かれた「子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書」をもらってください。
(一時預かり等の事業の場合は、利用日毎にもらってください。)

④利用料（保育料）の給付（払い戻し）の手続き

中標津町では、年に5回支払日を設定します。請求は、利用した翌日から月単位で受け付けます。

3ヶ月分や1年分などまとめて請求することも可能です（利用月の翌月から2年間請求可能）。

認可外保育園、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を組み合わせて利用している場合は、一緒に請求してください。実費として徴収されている費用（通園送迎費・食材料費・行事費など）は無償化の対象外です。

1 提出する書類

(様式第23号) 施設等利用費請求書

※保育の必要性の認定通知の際に同封します。施設や役場子育て支援課からも配付します。

特定子ども・子育て支援提供証明書 兼 領収書

※施設からもらってください。

2 提出場所

中標津町役場子育て支援課（④窓口）

3 支払日について

支払日は、毎年2月・4月・5月・8月・11月の末日（土・日・祝日にあたる場合は前日）です。

支払日の前月末日までに到着した書類を審査し、保護者が指定した口座へ給付費を支払います。

請求書受付期間	支払日
11月1日から 1月31日まで	2月末日
2月1日から 3月31日まで	4月末日
4月1日から 4月30日まで	5月末日
5月1日から 7月31日まで	8月末日
8月1日から 10月31日まで	11月末日



認可保育園

認可保育園は、児童福祉施設として位置づけられている保育園で、日中共働きや介護等により家庭で子どもを保育することができないなど、一定の条件を満たしていなければ入所できません。そのため、事前に所得や家庭の状況等の確認が必要になります。

町立中標津保育園

東3条北3丁目
☎72-2376

定員：100名

入園できる年齢：満6か月以上～小学校就学前

開園日：月曜日～土曜日

休園日：日曜日・祝日・年末年始・年度末

保育時間：標準時間 7:45～18:15

短時間 8:30～16:30

給 食： 有（自園調理）※3歳以上児は白飯持参

保育料：3歳以上児は無償。

3歳未満児は、世帯状況や市町村民税所得割課税額により町が決定します。

副食費：別途徴収。（3歳未満児は保育料に含む）

教材費：年齢により年額1,200～5,400円程度

その他：保険料・行事写真代など

中標津泉保育園

西12条北9丁目1番地3
☎73-3040

定員：110名

入園できる年齢：満1歳～小学校就学前

開園日：月曜日～土曜日

休園日：日曜日・祝日・年末年始・年度末

保育時間：標準時間 7:30～18:00

短時間 8:30～16:30

給 食： 有（自園調理）※3歳以上児は白飯持参

保育料：3歳以上児は無償。

3歳未満児は、世帯状況や市町村民税所得割課税額により町が決定します。

副食費：別途徴収。（3歳未満児は保育料に含む）

教材費：年齢により年額1,000～4,000円程度

その他：保険料・行事写真代など

地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様なニーズに対応するとともに待機児童解消のため、定員19人以下の少人数の単位で0歳から2歳の乳幼児を保有する事業で、町による認可事業として、児童福祉法に位置づけられています。

小規模保育施設 くるり 中標津

西3条北4丁目4-7 ☎090-1387-0182

定員：12名 入園できる年齢：満6か月以上～2歳児

給食：有（自園調理）

開園日：月曜日～土曜日 休園日：日・祝・お盆・年末年始

保育時間：標準時間 8:00～18:00（土曜日 8:00～14:00） 短時間 8:00～16:00

保育料：世帯状況や市町村民税所得割課税額により町が決定します。

こども園 かぼの

東21条南7丁目6番地 ☎74-8016

定員：19名 入園できる年齢：満6か月～満3歳未満児

給食：有（自園調理）

開園日：月曜日～金曜日 休園日：土・日・祝・年末年始

保育時間：標準時間 8:00～18:15 短時間 8:30～16:30

保育料：世帯状況や市町村民税所得割課税額により町が決定します。

中標津町立計根別家庭的保育所

計根別南2条東3丁目1番地（計根別こども館えみふる内）

☎78-2255

定員：5名 入園できる年齢：満6か月～2歳児

給食：有（自園調理）

開園日：月曜日～金曜日 休園日：土・日・祝・年末年始

保育時間：9:00～17:00

保育料：世帯状況や市町村民税所得割課税額により町が決定します。

幼稚園型認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育が行われ、教育時間終了後は、保育を必要とするお子さんの保育を行なう保育園的な機能を備えています。保護者の就労状況等が変わっても継続して施設を利用することができます。

認定こども園 中標津愛光幼稚園

東3条北3丁目
☎72-3160

定員：1号認定 75名 2号認定 35名

入園できる年齢：満3歳～小学校就学前

開園日：月曜日～金曜日

休園日：土・日・祝・お盆・年末年始・年度末

※1号認定のみ、夏・冬・春休み、

行事の振替休業日

※夏・冬・春休みについては、預かり保育有

開園時間：

（1号）教育標準時間 9:00～14:00

*早朝預かり保育 7:45～ 8:30

*預かり保育時間 14:00～17:30

（2号）保育標準時間 7:45～18:00

保育短時間 8:45～16:45

給食：有（2号認定のみ）

副食費4,500円/月（所得により免除措置あり）

主食費1,000円/月

保育料：無償 預かり保育【有料】

用品代：別途徴収

認定こども園 中標津カトリック幼稚園

東1条南3丁目1-6
☎72-3120

定員：1号認定 27名 2号認定 28名

入園できる年齢：満3歳～小学校就学前

開園日：月曜日～金曜日

休園日：土・日・祝・開園記念日・年末年始

お盆・年度末

※1号認定のみ、夏・冬・春休み

※夏・冬・春休みについては、預かり保育有

開園時間：

（1号）教育標準時間 9:00～14:00

*早朝預かり保育 7:30～ 8:30

*預かり保育時間 14:00～17:30

（2号）保育標準時間 7:30～18:00

保育短時間 8:30～16:30

給食：有（2号認定のみ）

副食費4,500円/月（所得により免除措置あり）

主食費1,000円/月

保育料：無償 預かり保育【有料】

用品代：別途徴収

定員：1号認定 60名 2号認定 60名

入園できる年齢：満3歳～小学校就学前

開園日：月曜日～土曜日

休園日：日・祝・年末年始・研修会・年度末

※1号認定のみ、土曜日、夏・冬・春休み、
臨時休園日

※夏・冬・春休みについては、預かり保育有

開園時間：

(1号) 教育標準時間	8:30～14:00
*早朝預かり保育	7:30～8:30
*預かり保育時間	14:00～17:30
*延長預かり保育	17:30～18:30
(2号) 保育標準時間	7:30～18:30
保育短時間	8:30～16:30

給 食：有（2号認定のみ）

副食費4,500円/月（所得により免除措置あり）

主食費1,000円/月

保育料：無償 預かり保育【有料】

用品代：別途徴収

定員：1号認定 35名 2号認定 40名

入園できる年齢：満3歳～小学校就学前

開園日：月曜日～土曜日

休園日：日・祝・年末年始・研修会・年度末

※1号認定のみ、土曜日、行事の振替休業日、
夏・冬・春休み、臨時休園日

※夏・冬・春休みについては、預かり保育有

開園時間：

(1号) 教育標準時間	8:30～14:00
*早朝預かり保育	7:30～8:30
*預かり保育時間	14:00～17:30
*延長預かり保育	17:30～18:30
(2号) 保育標準時間	7:30～18:30
保育短時間	8:30～16:30

給 食：有（2号認定のみ）

副食費4,500円/月（所得により免除措置あり）

主食費1,000円/月

保育料：無償 預かり保育【有料】

用品代：別途徴収

幼稚園

中標津町には、公立幼稚園として計根別幼稚園があり、幼稚園型一時預かり事業（時間延長や長期休業日の預かり保育）や未就園児童の教室も実施しています。11月上旬より入所申し込みを直接計根別幼稚園で受け付けます。



中標津町立計根別幼稚園

計根別北2条西2丁目 ☎78-2336

定員：95名（3学級）

入園できる年齢：満3歳～小学校就学前

開園日：月曜日～金曜日

休園日：土・日・祝・開園記念日4/10、行事の振替休日、教育長が定める日、年度末

開園時間：教育標準時間 8:30～13:30

*早朝預かり保育 8:10～8:30（条件あり）

*預かり保育時間 13:30～16:30（最大17時までの延長あり）

給 食：有（4,100円程度/月） 保育料：無償 その他：別途徴収。

預かり保育：月曜日～金曜日 8:10～8:30（条件あり）

13:30～16:30（夏・冬休み、年度末休業期間も実施）

その他の保育：ひよこぐみ（就園前の幼児と親）6月～2月第1・3・5水曜日



認可外保育園・託児所



ニューグリーンハウス保育園

西5条南2丁目
☎72-7707

定員：25名

入園できる年齢：生後60日～小学校就学前

給 食：有（自園調理）

開園日：月曜日～金曜日

休園日：土・日・祝・お盆・年末年始

※土曜日の保育については要相談

（月決めの方に限り、第1・3土曜日）

保育時間：7:30～19:00

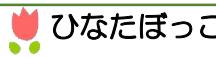
保育料：31,500円～33,500円/月

保育時間により異なる

給食費：3,000円 日用品等雑費：500円

その他保育：一時預かり保育（人数制限有）

学童保育（条件あり）



西5条北7丁目8-1
☎090-6442-8897

定員：15名

入園できる年齢：月極保育 生後2か月～2歳児

時間預かり 生後2か月～小学生

給 食：有（自園調理）

土・日・祝日利用は各持参又は、1食350円で提供

開園日：月曜日～土曜日

保育時間：7:45～18:15（時間外保育あり）

保育料：生後2か月～6か月のみ、58,000円/月

0歳児、55,000円/月

1歳～2歳児、50,000円/月

※入園児に諸経費5,000円 9月～3月は、暖房費用1,500円

その他保育：延長保育、休日預かり（別途料金・要相談）

一時預かり保育

・利用日の3日前までに予約

・問い合わせ時間 7:45～18:15

病児保育事業

病児保育室 にこにこ



町立中標津病院 1階 病児保育室

西10条南9丁目1番地

- | | | | |
|-----|---|-----------|--|
| ■対象 | 生後6か月から小学校3年生 | ■委託事業者 | ニューグリーンハウス保育園 |
| ■利用 | 月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始除く）
午前8時～午後6時 連続7日間までの利用可 | ■会員登録【必須】 | 印鑑をご持参のうえ、役場子育て支援課④窓口までお越しください。※毎年更新が必要です。 |
| ■定員 | 1日3名程度 | | |
| ■要件 | ①中標津町に住民票があり、保育園、幼稚園、小学校に通所、放課後児童クラブに登録している児童
②病気の治療中又は回復期にある児童で、医療機関での入院治療を必要としないが、集団保育又は学校生活が困難である児童
③児童の保護者が就労等の都合で家庭保育ができない児童 | | |
| ■予約 | ニューグリーンハウス保育園（事前・当日ともに電話受付）
☎午前7時～午後7時 090-3892-5752（園長） ☎午前7時30分～午後6時 0153-72-7707 | | |
| ■料金 | 5時間未満1,500円 5時間以上3,000円（町民税非課税世帯や生活保護世帯には減免措置あり。）
*きょうだいで同日に利用する場合、二人目以降半額 *お支払いは現金のみ。 | | |
| ■利用 | 利用当日に、小児科の受診が必要です。小児科で病児保育利用可能と判断された場合、医師に「連絡票」を記入してもらい、「中標津町病児保育事業利用申込書」と「児童票」（初回利用時）を病児保育室に提出してください。 | | |

ファミリー・サポート・センター事業/一時預かり事業

☆ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）とで、会員組織をつくり、地域での子育てをみんなでサポートする仕組みです。

☆一時預かり事業

家庭において、保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を一時的に預かり、保育を行う事業です。

- | | |
|-----------|--|
| ■会員登録【必須】 | 印鑑をご持参のうえ、登録受付場所までお越しください。
なお、実際に利用する際は、各利用場所に事前の予約が必要です。 |
|-----------|--|



事業名	☆ファミリー・サポート・センター事業	☆一時預かり保育事業	
内容	保護者の都合による一時的な預かり、保育園・幼稚園・小学校等の開始時間前や終了後の預かり、お子さんの送迎サポートなど	保護者の就労や傷病、育児疲れやリフレッシュのため、一時的にお子さんを預かる事業	
年齢	小学校6年生まで	生後6か月～小学校就学前	生後6か月～3歳に達する年度の末日
登録	役場子育て支援課（④窓口）		
予約	【こども園かぼの】 東21条南7丁目6番地	【こども園かぼの】	【中標津町立計根別家庭的保育所】 計根別南2条東3丁目1
場所	原則会員宅で行われますが、打ち合わせの上、こども園かぼの内での保育も可能		
電話	74-8016（月曜日～金曜日 午前9時～午後5時に予約可能）		78-2255
利用	月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く） *自宅預かりの場合は、土・日・祝も可能な場合があります。		月曜日～金曜日（祝日・年末年始除く）
時間	午前7時～午後8時	午前9時～午後5時	
料金	平日（事前予約）午前9時～午後5時 30分 350円 *上記以外の時間や交通費等サポートに要した経費は別途料金 *きょうだいで預ける場合、2人目以降半額	※年齢は、年度初日時点の年齢で区分します。 【3歳未満】 4時間未満 1,600円 4時間以上 3,000円 【3歳以上】 4時間未満 1,200円 4時間以上 2,200円	【3歳未満】 4時間未満 1,600円 4時間以上 3,000円

児童センター・児童館

●児童センターみらい

東8条南3丁目2番地3 ☎73-2996/73-3001

✿乳幼児から中高校生まで（乳幼児は保護者同伴）

月曜日・水曜日・金曜日 午前10時～午後8時
火曜日・木曜日 午前10時～午後6時
土曜日・祝日 午前10時～午後6時

*お盆も利用できます。

*日曜日・年末年始・特別な日は休館です。



みらい・児童館情報が
チェックできます。



小学生 午前10時～午後6時

中学生 午前10時～午後7時

高校生 午前10時～午後8時

*歩で帰宅する場合は、学校の帰宅指導時間です。

・遊戯室利用の場合、靴底が白色またはゴム色のものをご用意ください。

・飲食は、決められた場所・時間にお願いします。

・小学生の貴重品・ゲーム機・おやつ等の持ち込みはできません。

・携帯電話を持たせた場合は、指導員にお預けください
るようご協力ををお願いします。

中標津町公式ライン

悪天候時の対応や児童館からのお知らせが通知されます。

*登録は左のQRコードからお入りください。

●西児童館

●なかよし児童館

●計根別こども館えみふる

西9条北7丁目

東14条北4丁目

計根別南2条東3

☎72-3039

☎73-5569

☎78-2539



✿乳幼児から中高校生まで（乳幼児は保護者同伴）

月曜日・金曜日 午後1時～午後6時

火曜日～木曜日 午前10時～午後6時

土曜日〈えみふるのみ〉 午前10時～午後6時

*12時～13時は閉館します。

*土曜日・日曜日・祝日・年末年始・特別な日は休館です。

各児童館には、子育て専用ルームはありませんが、児童の
いない午前中を小さなお子様と保護者のために開放しています。
学校の放課後及び長期休業日は、小学生と一緒に利用になります。

小学生 午前10時～午後6時

中学生 午前10時～午後6時

高校生 午前10時～午後6時

*歩で帰宅する場合は、学校の帰宅指導時間です。

・遊戯室利用の場合、靴底が白色またはゴム色のものをご用意ください。

・小学生の貴重品・ゲーム機・おやつ等の持ち込みはできません。

・携帯電話を持たせた場合は、指導員にお預けください
るようご協力ををお願いします。

放課後児童クラブ（留守番家庭児童対策事業）

放課後、就労等により家に保護者がいない場合、児童館を利用できます。学校から児童センター・児童館へ直接帰ってきます。

●放課後児童クラブ（継続的に利用）

対象 1年生～3年生

利用 放課後～午後6時

提出 土曜日・学校休業日等は、午前8時～午後6時

提出 入会申込書・雇用証明書

その他 傷害保険に加入していただきます。

●臨時児童クラブ（一時的に利用）

対象 1年生～3年生

利用 放課後～午後6時

提出 土曜日や学校休業日等は、朝8時からの利用に
対応できない場合があります。

提出 臨時児童クラブ申込書

1日単位からの申し込みが可能です。

児童センターみらい

【学校区】東小学校

【定員】120名

西児童館

【学校区】中標津小学校

【定員】120名

なかよし児童館

【学校区】丸山小学校

【定員】80名

計根別こども館えみふる

【学校区】計根別学園

【定員】30名

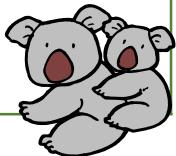


子育て支援のひろば・サークル

児童センターみらい【子育てルーム】

小さなお子様と、お父様とお母様方がリラックスできる専用スペースとして、子育てルームが設置されています。授乳室・オムツ交換台・簡易流しを設置しています。また、お昼はホールでランチをとる事もできます。
※事業の内容などはみらいNEWSや、みらい・児童館ブログでご確認ください。

対象	未就学児童（利用は無料）初回利用時に、会員登録。
利用時間	月曜日から土曜日 午前10時～午後5時（お昼も利用可）※祝日も開館。 ※日曜日・年末年始・特別な日（悪天候等を含む）は、休館。
【ひろば】季節のイベントや、子どもの成長に見合ったプログラムを実施しています。	
●ぱぱばば	月1・2回 水曜日 午前10時30分～午前11時30分 “ねんね・はいはい世代”の赤ちゃんに、ふれあい遊び・赤ちゃん体操・絵本の読み聞かせなど
●よちよち	月1・2回 月曜日 午前10時30分～午前11時30分 歩く・動くが楽しくなった“よちよち世代”を対象に親子で工作、運動遊び、季節にちなんだ遊びなど
●パパのひろば	年2～3回 土曜日 午前10時30分～午前11時30分 0歳～未就園児の子どもとパパがふれあい遊びやおもちゃ作りなど。



子育てサークル

各児童館を拠点に活動している子育てサークルがあり、自主的な活動をしています。

（対象年齢は1歳くらいから、幼稚園就園前まで）活動費として、各サークル会費（月額200円程度）、保険料800円がかかります。詳細は、各児童館にお問い合わせください。

コアラの会 【児童センターみらい】 木曜日10時半～11時半	やんちゃクラブ 【西児童館】 水曜日10時半～11時半	なかよしクラブ 【なかよし児童館】 水曜日10時半～11時半	パンピクラブ 【計根別こども館えみふる】 火曜日10時半～11時半
--------------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	---

いどばたの学校

みらいでは、児童館で活動する各子育てサークル連絡協議会として「いどばたの学校」を組織しています。
代表会議により、合同行事として運動会やクリスマス、餅つき等季節に見合った行事を企画し、子育てサークル間の交流や情報交換・親睦を図ることを目的に活動しています。

※対象は、各児童館の子育てサークルに登録している親子です。個人的に、いどばたの学校のみに参加することは出来ません。

小学校のこと

入学前後の手続き

教育委員会学校教育課学務係 ☎74-0144

入学前

- ・就学時健康診断 每年9月に、新年度に小学校へ入学する予定のお子さんの保護者へ、就学時健康診断の案内を送付します。
- ・就学通知書 每年1月中旬に、新年度に小学校へ入学する予定のお子さんの保護者へ、就学通知書を送付します。

入学後

- ・就学援助制度 町内の小・中学校に通う児童・生徒の保護者で、年間総収入が一定額以下の方に学用品や給食費等を援助します。

●転出するとき

学校で在学証明書と教科書給与証明書の交付を受け、役場住民保険課で転出届の手続きをします。
その後、転出先の市町村で手続きしてください。

●転入するとき

住民保険課で転入の手続き後、前の学校で交付された在学証明書と教科書給与証明書を教育委員会へ提示してください。その場で、転入証明が発行されますので、これらを指定された学校へ提示してください。

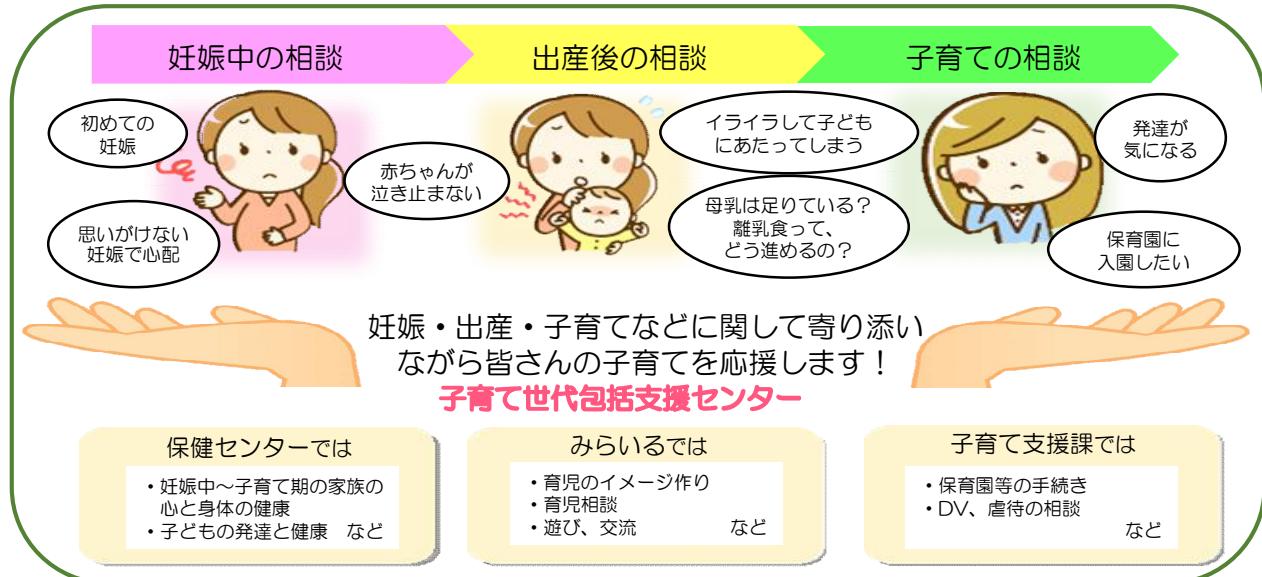
特別支援学級

教育委員会学校教育課学校教育係 ☎74-0143

一人ひとりのお子さんの発達や障がいの状態にあわせて、個別または小集団で指導します。各小中学校に設置されています。
学校又は、教育委員会お問い合わせ下さい。

子育て相談窓口

■子どもが成長していく過程では、様々な問題で悩むことがあります。一人で悩まずに、まずは相談してみましょう。



■迷わず相談・通報してください。

●虐待等の通報先

*子育て支援課 ☎74-0895 *釧路児童相談所 ☎0154-92-3717 *全国共通ダイヤル ☎189 (いちはやく)

- | | |
|------------|--|
| ・身体的虐待 | 身体に傷を負わせたり、殴る蹴る、戸外に放り出すなど。 |
| ・性的虐待 | 子どもにわいせつな行為をすること、させること。 |
| ・心理的虐待 | 言葉による脅かしや無視する、他のきょうだいと著しく差別するなど拒否的態度で子どもの心を傷つけること。 |
| ・DVを見せること。 | DVを見せること。 |
| ・ネグレクト | 食事を与えない、不衛生な生活環境、養育の怠慢、子どもを家に残して外出したり、車の中に放置するなど。 |

●家庭内暴力 (DV)

夫や妻、身近な関係者であっても、暴力は犯罪です。避難したい場合や危険だと思われる場合、必ずご相談ください。

*中標津警察署 ☎72-0110 *道立女性相談援助センター ☎011-666-9955

●親子のための相談LINE

月曜日から金曜日
午前9時～午後5時



友達登録をお願いします。
(厚生労働省全国共通アカウント)

■他の相談窓口

中標津保健所 ☎72-2168	釧路こども家庭支援センター ☎0154-32-1150	教育相談センター ☎72-1717
●心の病気や健康に不安がある方 ●女性の健康や不妊、望まない妊娠等 ●感染症等についての相談・検査	●子どもや家庭の問題についての相談 ●子育て支援、ヤングケアラー支援のための情報提供	●いじめや不登校など、様々な問題について ●事情により学校を休んでいる子どもの自立を支援するため、適応指導教室を実施

どさんこ・子育て特典制度



小学生までのお子さんがいる世帯、妊娠中の方向を対象に、特典カードを提示することにより、様々な特典が受けられる制度です。保健センターで母子手帳交付の際にお渡ししています。子育て支援課でも、お子さんの保険証等確認後、お渡しします。

詳しくは、北海道HPをご確認ください。

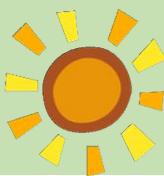
■協賛店・施設一覧 (中標津町)

- | | | |
|----------------|-------------------|----------------------|
| ・ふちSHOP有さかい | ・マクドナルド | ・one color～小さな写真屋さん～ |
| ・有限会社 マル五中尾書店 | ・ニッポンレンタカー中標津空港前店 | ・北海道エネルギー チャレンジ中標津SS |
| ・いせや | ・洋服の青山 | |
| ・贈りものGIFT さくら館 | ・東京靴流通センター | |
| ・サツドラ中標津 | ・白木屋中標津店 | |
| ・ツルハドラッグ | ・ツルハ薬局 中標津病院前店 | |

このステッカーのある
お店が対象です！



子育てカレンダー



	妊娠	出産	乳幼児	小学校
届出等	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付 妊産婦健康診査等費用の助成 妊婦精密健康診査費助成 妊婦のための支援給付金 出生届 乳幼児等医療費助成制度 児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> 新生児聴覚検査費助成事業 出産育児一時金 	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育園入所 幼稚園・認定こども園入所 	
健康	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診 妊婦健康相談 妊婦訪問 パパママ教室 妊娠中期面談 	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業 新生児訪問 赤ちゃん訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診・相談 予防接種 	
子育て支援			<ul style="list-style-type: none"> 病児保育事業／ファミリー・サポート・センター事業 一時預かり事業 児童センター・児童館 	
<p>子育て世代包括支援センター（保健センター・子育て支援課・みらいる）</p>				

子育て案内図

